

経済観光局農政関係所管補助金等の交付に関する要綱

(名称)

第1条 本要綱の名称は「経済観光局農政関係所管補助金等の交付に関する要綱（以下「要綱」という。）」とする。

(目的)

第2条 本要綱は「神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日神戸市長決定 規則第38号）」（以下「補助金規則」という。）に基づく、経済観光局内の農政関係部局の所管する補助金等の交付に関することを定めることを目的とする。

なお、本要綱によらず補助事業等ごとに実施に関する要綱を定めることは妨げない。

(対象事業)

第3条 本要綱の対象とする補助事業等は別表1のとおりとする。

(様式等)

第4条 補助金規則及び本要綱に基づく申請書、届、その他の様式は別表2に定めるところによる。但し、補助事業等によって一部省略することができる。

なお、国県認証事業にあつては、当該事業の所定の様式がある場合はその様式を使用してもさしつかえない。

(添付書類)

第5条 補助金規則第5条第2項の(3)、同条第4項、第15条第1項の(3)及び同条第2項に定める書類は別表1（個票）のとおりとする。

2 補助金規則第5条第2項については、本条第1項で定めるほか、補助事業者等が以下の書類を提示もしくは提出することにより、押印を省略することができるものとする。但し、提出にあたっては、マイナンバーの記載があるものは提出してはならない。

(1) 個人の場合

免許証や保険証の写し等、本人確認ができるもの

(2) 法人の場合

事業者登録証（写）、登記簿（写）、担当者の社員証（写）、担当者の名刺等、法人確認ができるもの

(3) 任意団体等の場合

代表者の免許証や保険証の写し等、代表者確認ができるもの

(補助額の算定)

第6条 補助額の算定は、事業に要する経費（当該経費の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第30条第2項に規定する課税仕入れ等の税額と当該課税仕入れ等の税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額（以下「仕入れに係る消費税等相当額」という。）が含

まれているときは、当該経費の額から仕入れに係る消費税等相当額を減じて得た額（以下「控除後経費」という。）につき、経済観光局長が定める補助率又は補助額の範囲内でおこなう。

（交付の条件）

第7条 補助金規則第7条第3項に基づき、交付条件に以下の条件を追加することができる。

- （1）事業完了報告書を提出する時に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金規則第6条の規定により決定された補助金の額から控除後経費につき経済観光局長が定める補助率又は補助額より算定される額（以下「控除後経費による補助金額」という。）を減じた額をいう。次号において同じ。）があることが明らかな場合には、控除後経費による補助金額を報告すること。
- （2）補助金の交付を受けた後に消費税法第45条第1項の規定による申告書の提出により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、控除後経費による補助金額から交付を受けた補助金の額を減じた額を速やかに市長等に報告するとともに、その額を返還すること。
- （3）補助金の交付に関する国、県又は市の機関からの指示に従うこと。

（申請内容の変更等）

第8条 補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下、「補助事業者等」という）は、以下の内容のいずれかに変更が生じたときは、事業計画変更承認申請書に添付書類を添えて市長等の承認を受けなければならない。

（1）計画内容の重要な変更が生じた場合。

なお、補助金規則第7条第1項の（1）に規定する市長等の定める軽微な変更は以下のとおりとする。

（ア）補助事業者等に要する経費配分のうち、経費配分区分ごとに20%以内の変更をする場合。

（イ）補助事業者等の目的に影響を及ぼさない範囲の、原材料等の数量、規格の変更、機械等の仕様の変更等を行う場合。

（2）国県認証事業においては、当該事業の実施要綱等の定めがある場合。

2 市長等は、事業計画変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査のうえ承認の可否を決定し、補助事業者に通知する。

3 交付決定額に変更が生じる場合、事業計画変更する補助事業者等は、補助金交付変更申請書を同時に市長等に提出しなければならない。

4 補助金規則第5条から第8条までの規定は、前項の規定による申請があった場合に準用する。

（事業着手届等）

第9条 補助事業者等は、当該決定に係る補助事業者等に着手したときは、事業着手届を遅滞なく市長等に提出しなければならない。

- 2 前項の着手届を提出した者は、補助事業等を完了したときは、実績報告書を遅滞なく市長等に提出しなければならない。
- 3 補助事業等のうち、事業の着手と完了が同時であるものについては、第1項の規定にかかわらず着手届の提出を省略することができる。
- 4 市長等は、補助事業等の実施状況について必要な報告を求めることがある。

(事業の事故報告等)

第10条 補助事業者等は、予定期間内に補助事業等を完了できない場合又は補助事業等の遂行に支障が生じた場合においては、市長等へ報告のうえ、その指示を受けなければならない。

- 2 補助事業者等は、補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、その旨を市長等に届け出て、その承認を受けなければならない。

(事前着手届等)

第11条 補助事業等を実施しようとする者が、緊急又はやむを得ない理由で交付決定前に事前着手をする場合は、市長等から承認を受けたのち、遅滞なく着手届を市長等に提出し、事業に着手しなければならない。

(交付額の確定)

第12条 補助金規則第16条第1項に規定する交付額の確定は、補助金規則第15条第1項の規定による実績報告書の提出があった後すみやかに行うものとする。

- 2 前項の検査は、経済観光局長が職員の中から指名した検査員により実績報告書に基づく現場検査及び会計検査により行う。
- 3 検査の結果は、補助金検査調書兼報告書に記録してその経緯を明らかにしなければならない。

(補助金の請求)

第13条 前条の交付額の確定を受けた、又は補助金規則第18条第2項に規定する概算払い又は前金払いを受ける補助事業者等は、速やかに所定の請求書を市長等に提出しなければならない。

(その他)

第14条 本要綱の実施について必要な事項は、経済観光局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 2 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。